

## 新大宮上尾道路（与野～上尾南）景観検討会議 規約

### （名称）

第1条 本会は、「新大宮上尾道路（与野～上尾南）景観検討会議」（以下、「会議」という。）という。

### （目的）

第2条 会議は、新大宮上尾道路（与野～上尾南）の景観に配慮した整備を進めるため、高架橋の景観について、関係者等の多様な意見を聴取しつつ検討を行い、事業案に反映することを目的とする

### （検討事項）

第3条 会議は、第2条の目的を達成するため、次の検討を行う。

- (1) 新大宮上尾道路（与野～上尾南）の高架橋の景観に関すること。
- (2) その他、会議において必要と認められた事項。

### （構成）

第4条 会議は別紙に掲げる者をもって構成する。

ただし、必要があると認められる場合は、会議に諮って加えることができる。

### （事業景観アドバイザー）

第5条 会議に事業景観アドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）を置く。

- 2 アドバイザーは、景観評価に精通した有識者のうちから、国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所長及び首都高速道路株式会社東京西局プロジェクト本部長が委嘱する。
- 3 アドバイザーの任期は、会議が終了するまでとする。
- 4 アドバイザーは、会議における景観検討の方向性等に関して報告を受け、助言等を行う。

### （委員の任期）

第6条 委員の任期は、会議が終了するまでとする。

### （座長）

第7条 会議に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、会議を代表し、会務を統括する。
- 4 座長に事故があったときは、座長が代理を指名することができる。

### （会議の公開）

第8条 会議は、原則非公開とする。なお、会議終了後、会議資料及び議事概要を大宮国道事務所ホームページにて公表する。

(事務局)

第9条 会議に事務局を置く。

2 事務局は、国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所、首都高速道路株式会社東京西局プロジェクト本部が行う。

(規約の改正)

第10条 本規約の改正等は、会議の審議・承認を得て行うことができる。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会議に諮つて別途定める。

付則 この規約は、2019年6月27日から施行する。

新大宮上尾道路（与野～上尾南）景観検討会議 委員名簿

(座長) 事業景観アドバイザー 深堀 清隆  
埼玉大学大学院理工学研究科環境科学・社会基盤部門准教授  
事業景観アドバイザー 福井 恒明  
法政大学デザイン工学部都市環境デザイン工学科教授

[国土交通省関東地方整備局]

委員 田中倫英 大宮国道事務所 所長

[首都高速道路株式会社]

委員 高橋三雅 東京西局プロジェクト本部 本部長

[さいたま市]

委員 狩生正彦 建設局土木部 広域道路推進室長

[上尾市]

委員 東邦彦 都市整備部 都市計画課長

【事務局】 国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所

首都高速道路株式会社 東京西局プロジェクト本部